

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

1. 改正の趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律 21 号。以下「改正法」という。）の規定のうち、平成 28 年 4 月 1 日に施行することとされている、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号。以下「共済法」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「介護福祉士法」という。）の改正事項について、施行に必要な関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める。

2. 改正の内容

- 1) 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）（第 1 条関係）
 - ① 社会福祉法人が、その事業を行うに当たり、特別の利益を与えてはならない当該社会福祉法人の関係者を規定すること。（第 13 条の 2 関係）
 - ② 社福法に規定する人材確保策の対象となる者が従事する社会福祉を目的とする事業を規定すること。（第 23 条の 2 関係）
- 2) 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和 36 年政令第 286 号。以下「共済法施行令」という。）（第 2 条関係）
 - ① 共済法施行令で定める社会福祉施設のうち障害者総合支援法等に関する施設及び事業を特定介護保険施設等として定義すること。（第 1 条、第 2 条及び第 2 条の 2 関係）
 - ② 共済法において国の補助ができることとされている特定介護保険施設等職員について、その掛金の額の算定方法を規定すること。（第 6 条関係）
- 3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「介護福祉士法施行令」という。）（第 3 条関係）

介護福祉士法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。
- 4) 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 272 号）（第 4 条関係）

共済法施行令の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。
- 5) 経過措置（第 5 条～第 7 条、附則第 2 条～第 10 条関係）

共済法、共済法施行令及び介護福祉士法施行令の改正に伴う所要の経過措置を設けること。

3. 根拠法令

- 社福法第 26 条の 2 及び第 89 条第 1 項
- 共済法第 2 条第 3 項第 7 号、第 15 条第 2 項及び第 18 条
- 介護福祉士法附則第 2 条第 2 項
- 改正法附則第 28 条第 2 項及び第 34 条

4. 公布日

平成 28 年 3 月 31 日

5. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日（一部の規定については、公布の日）